宮崎市学校運営協議会規則の施行に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、宮崎市学校運営協議会規則（令和２年教育委員会規則第５号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　規則第２条第２項の規定による意見の聴取は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

（１）　対象学校の校長　学校運営協議会設置同意書（様式第１号）による同意

（２）　対象学校の児童又は生徒の保護者　ＰＴＡの代表者への説明

（３）　地域住民　対象学校が関係する地域まちづくり推進委員会等への説明

２　規則第２条第１項ただし書の規定により２以上の学校について１の学校運営協議会を設置する場合において、当該対象学校の校長は、あらかじめ協議により当該対象学校のうちから１校を代表校と定め、学校運営協議会設置同意書により教育委員会に報告するものとする。

３　規則第２条第３項の規定による通知は、学校運営協議会設置通知書（様式第２号）により行うものとする。

（委員の任命に関する意見の申出）

第３条　規則第３条第２項の規定による書面の提出は、学校運営協議会委員推薦書（様式第３号）により行うものとする。

２　規則第２条第１項ただし書の規定により２以上の学校について１の学校運営協議会を設置する場合においては、前項の書面の提出は、前条第２項に定める代表校の校長が行うものとする。

３　前２項の書面の提出は、対象学校の児童又は生徒の保護者及び地域住民の意見を十分に踏まえた上で行うものとする。

（学校運営等に関する意見の申出）

第４条　規則第１２条の規定による書面の提出は、学校運営等に関する意見申出書（様式第４号）により行うものとする。

（学校運営等に関する評価）

第５条　規則第１３条の規定による評価は、学校関係者評価の例による。

（報酬及び費用弁償）

第６条　学校運営協議会の委員（以下「委員」という。）が、規則第８条の規定による会議に出席したときは、報酬として１回につき２，０００円を上限とし、予算の範囲内で支給する。

２　前項の規定にかかわらず、委員の出席した会議の時間が２時間未満のときは、当該委員の報酬の額は、前項に定める額の２分の１の額とする。

３　委員が、規則第１５条の規定による研修（宮崎市外で行われるものに限る。）のため旅行したときは、旅費として宮崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第３７号）第３条第２項に規定する別表による「その他の特別職の職員」を適用し、支給する。

（庶務）

第７条　学校運営協議会の庶務は、対象学校において処理する。

２　対象学校の校長は、教育委員会が指定する日までに、委員の会議の出席状況について、学校運営協議会委員出席証明書（様式第５号）により教育委員会に提出するものとする。

３　規則第２条第１項ただし書の規定により２以上の学校について１の学校運営協議会を設置する場合においては、前項の報告は、第２条第２項に定める代表校の校長が行うものとする。

（報告）

第８条　学校運営協議会は、毎年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書（様式第６号）を作成し、教育委員会に報告するものとする。

２　規則第２条第１項ただし書の規定により２以上の学校について１の学校運営協議会を設置する場合においては、前項の報告は、第２条第２項に定める代表校の校長が行うものとする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年７月１７日から施行する。

この要綱は、令和５年２月７日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。